

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき、意見書の提出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年10月3日

川崎市長 福田紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）新太田ビル新築工事
川崎市多摩区生田二丁目1番1 外

2 提出された意見書
1 通

3 提出された意見の概要

- （1）府中街道と市道24号線との出入りに関する対応策について、「公道上での駐車待ちを無くすので、危惧する状況は発生しない」との事業者の予測は、特に開店直後やセール時などの繁忙期・混雑時間等にあつては、現実的なものとは到底考えられず、実現困難と思慮する。現実的な対応策を考えることは、大店立地法第1条からもいなげやとしての責務と判断する。
- （2）荷捌きを行うことができる時間帯（午前6時～午後11時）について、住民説明会での説明が一切無かったが、建替え前の旧店舗においては、営業時間における店舗からの騒音が相当程度発生しており、当該荷さばき時間帯での、特に早朝・深夜における周辺への影響が危惧される。
- （3）土淵交差点について、現状でも朝夕の通勤時間帯などには、かなりの混雑・渋滞が発生している。その中で、新規店舗が開店すると西側（市道9号線側）にも店舗出入口が出来るので現状以上の混雑を誘発することが容易に想定されるため、周囲の交通安全を確保する施策を検討することが必要と考える。少なくとも、新店開店に合わせて土淵交差点の歩車分離を実現すべきである。
- （4）旧店舗解体工事開始以来、設置者からの住民への説明はなく、本法に係る住民説明会にも参加していない。実体的に出店者であるいなげやが住民説明等の実務を担うとは思いますが、形式上でも設置者としても近隣に対する対応責任があると考えことから、設置者からも何らかの説明をする機会を設けるべきと考える。特に、今回のように、いなげやが近隣住民に対して十分に納得のできる説明が出来ない状況では、事業主の責任として十分な対応を望む。

4 提出された意見書の縦覧場所

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当（本庁舎9階）及び多摩区役所

5 提出された意見書の縦覧期間及び時間帯

令和6年10月3日から令和6年11月3日までの午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。